

○国土交通省告示第千三百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県米沢市万世町梓山字山口、万世町桑山、万世町桑山字東屋敷、字東屋敷入、字稲荷山、字平林、字向原、字沢見、字堤屋敷、字三十刈、字小山、字台屋敷、字榛保、字下屋敷、字畑中、字馬草田、字農勢、字上楮畑、字下楮畑、字上神林及び字下神林、中田町字宮ノ後、字道ノ上一、字道ノ上三、字太田一、字街道西下、字一本松西、字鶴巻、字宮井境及び字谷地田鶴巻、塩井町宮井字天満宮、字宮井下、字下川原北及び字原添、窪田町窪田字南江口及び字中江口並びに窪田町小瀬字原田壺、字原田五、字川原田下、字清水前、字石田下、字大明神、字大切橋及び字江中子地内
- 2 使用の部分 山形県米沢市万世町梓山字山口、万世町桑山、万世町桑山字東屋敷、字向原、字沢見、字堤屋敷、字下屋敷、字畑中、字馬草田、字農勢、字上楮畑、字下楮畑、字上神林及び字下神林、中田町字宮ノ後、字道ノ上一、字道ノ上三、字太田一、字街道西下及び字一本松西、窪田町窪田字中江口並びに窪田町小瀬字原田五、字清水前、字石田下、字大明神及び字大切橋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内の米沢インターチェンジ（仮称）から同市窪田町小瀬字江中子地内の米沢北インターチェンジまでの延長7.8 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「本路線」という。）は、相馬市を起点とし、福島市、米沢市、南陽市、山形市等を経由して尾花沢市に至る延長約165kmの路線である。

本路線が通過する米沢市、南陽市等からなる置賜地域（以下「本地域」という。）は、西洋なし、ぶどう等の主要な産地であるなど農業が盛んであるほか、周辺には工業団地が立地しており、生産された農産品及び工業製品は、首都圏等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、本地域における物流等を担う主要幹線道路として一般国道13号があるが、米沢市の市街地を通過しており、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、大型車等が関係する交通事故による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と連絡されることで、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与するとともに、本件区間が一般国道13号の通過交通を分担し、通過交通と地域内交通との分散が図られることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山形県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成7年9月に大気質等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られ

た知見を踏まえ、起業者が平成24年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域の一部を通過するが、周辺には生息環境が広く分布していることなどから影響は極めて小さいとされている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから、ハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線は生息環境を通過しないことなどから影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち2箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る1箇所についても山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年12月22日に都市計画決定され、平成11年12月24日に変更決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道13号は交通事故による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、米沢市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県米沢市役所